

別表第8（第33条、第34条、第34条の2、第46条関係）

品名		数量
綿花類		200キログラム
木毛及びかんなくず		400
ぼろ及び紙くず		1,000
糸類		1,000
わら類		1,000
再生資源燃料		1,000
可燃性固体類		3,000
石炭・木炭類		10,000
可燃性液体類		2立方メートル
木材加工品及び木くず		10
合成樹脂類	発泡させたもの	20
	その他のもの	3,000キログラム

備考

- 1 綿花類とは、不燃性又は難燃性でない綿状又はトッヅ状の繊維及び麻系原料をいう。
- 2 ぼろ及び紙くずは、不燃性又は難燃性でないもの（動植物油がしみ込んでいる布又は紙及びこれらの製品を含む。）をいう。
- 3 糸類とは、不燃性又は難燃性でない糸（糸くずを含む。）及び繭をいう。
- 4 わら類とは、乾燥わら、乾燥藁及びこれらの製品並びに干し草をいう。
- 5 再生資源燃料とは、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源を原材料とする燃料をいう。
- 6 可燃性固体類とは、固体で、次のア、ウ又はエのいずれかに該当するもの（1気圧において、温度20度を超え40度以下の間において液状となるもので、次のイ、ウ又はエのいずれかに該当するものを含む。）をいう。
 - ア 引火点が40度以上100度未満のもの
 - イ 引火点が70度以上100度未満のもの
 - ウ 引火点が100度以上200度未満で、かつ、燃焼熱量が34キログジュール毎グラム以上であるもの
 - エ 引火点が200度以上で、かつ、燃焼熱量が34キログジュール毎グラム以上であるもので、融点が100度未満のもの
- 7 石炭・木炭類には、コークス、粉状の石炭が水に懸濁しているもの、豆炭、練炭、石油コークス、活性炭及びこれらに類するものを含む。
- 8 可燃性液体類とは、法別表第1備考第14号の総務省令で定める物品で液体であるもの、同表備考第15号及び第16号の総務省令で定める物品で1気圧において温度20度で液状であるもの、同表備考第17号の総務省令で定めるところにより貯蔵保管されている動植物油で1気圧において温度20度で液状であるもの並びに引火性液体の性状を有する物品（1気圧において、温度20度で液状であるものに限る。）で1気圧において引火点が250度以上のものをいう。
- 9 合成樹脂類とは、不燃性又は難燃性でない固体の合成樹脂製品、合成樹脂半製品、原料合成樹脂及び合成樹脂くず（不燃性又は難燃性でないゴム製品、ゴム半製品、原料ゴム及びゴムくずを含む。）をいい、合成樹脂の繊維、布、紙及び糸並びにこれらのぼろ及びくずを除く。